

令和7年第3回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第5号）

令和7年6月30日（月曜日）

議事日程（第5号）

令和7年6月30日（月）午後1時30分開議

第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第68号から議案第70号まで、議案第74号から議案第76号まで、議案第78号

（市民厚生常任委員会分）

議案第64号から議案第66号まで、議案第71号から議案第73号まで、請願第2号

（産業建設常任委員会分）

議案第67号、議案第77号、陳情第3号

第2 発議案第5号

第3 発議案第6号

第4 発議案第7号

第5 発議案第8号

第6 議案第79号から議案第81号まで

第7 委員会の閉会中の継続審査等の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	13番	荒井眞理君
14番	駒形信雄君	15番	坂下善英君
16番	山本卓君	17番	中川直美君
18番	佐藤孝君	19番	近藤和義君
20番	室岡啓史君	21番	金田淳一君

欠席議員（1名）

12番 山田伸之君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	渡 辺 竜 五 君	教 育 長	香 遠 正 浩 君
総 務 部 長	岩 崎 洋 昭 君	企 画 部 長	北 見 太 志 君
財 務 部 長	平 山 栄 祐 君	市 民 生 活 長	市 橋 法 子 君
社 会 福 祉 長	吉 川 明 君	地 域 振 興 長	門 田 靖 君
農 林 水 産 長	中 川 克 典 君	観 光 文 化 ツ 長	小 林 大 吾 君
建 設 部 長	佐 々 木 雅 彦 君	教 育 次 長	笠 井 貴 弘 君
消 防 長	中 野 照 之 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 川 雅 史 君	事 務 局 次 長	服 部 真 樹 君
議 事 調 査 係	池 秀 和 君	議 事 調 査 係	余 湖 巳 和 寿 君

午後 1時30分 開議

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議のデータは、今定例会のフォルダーの中にアップしたとおりです。

日程第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第68号から議案第70号まで、議案第74号から議案第76号まで、
議案第78号

（市民厚生常任委員会分）

議案第64号から議案第66号まで、議案第71号から議案第73号まで、
請願第2号

（産業建設常任委員会分）

議案第67号、議案第77号、陳情第3号

○議長（金田淳一君） 日程第1、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第68号 財産の無償譲渡について（相川栄町6番の土地）。本案は、合併前の相川町と相川漁業協同組合の間で締結した協定書に基づき、佐渡市相川栄町6番の土地を佐渡漁業協同組合に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 財産の取得について（学習用タブレット一式）。本案は、佐渡市立小中学校において1人1台の学習用タブレットなどの取得について、議会の議決を求めるものです。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、令和7年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ7億4,369万6,000円を追加するものです。主な補正内容は、冬の佐渡旅魅力向上事業費及び国際交流事業費並びに定額減税補足給付金事業などに要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、産業建設常任委員会が付した意見は次のとおりです。

意見。観光文化スポーツ部観光振興課。7款商工費、1項商工費、4目観光費、【芸能と食の宝島】冬の佐渡旅魅力向上事業について。冬の文化・芸能体験型コンテンツ造成は、冬季の観光客向けに能や鬼太鼓の伝統芸能体験プログラムを提供する事業であるが、時期的に多くの集客が困難な体験プログラムであ

ると思料する。効果的な事業となるよう努めること。

議案第74号 高機能消防指令システム更新工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市消防本部通信指令室及び各消防署などに設置の高機能消防指令システム更新工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第75号 財産の取得について（救助工作車・救助用資機材）。本案は、佐渡市両津消防署に配備する救助工作車・救急用資機材の取得について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第76号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）。本案は、佐渡中央消防署に配備する災害対応特殊救急自動車の取得について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、令和7年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ5,668万9,000円を追加するものであります。主な内容は、国の物価高騰対策に伴う事業の経費を計上するほか、二地域居住先導的プロジェクト実装事業に要する経費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

議案第68号 財産の無償譲渡について（相川栄町6番の土地）の委員長質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○7番（山本健二君） よろしく申し上げます。協定書の第3条に、無償で今借りておるといふか、してものを、今度固定資産税がかかっても無償譲渡にしてほしいという申請が来たというのでお伺いしたいのですが、これ何で無償譲渡をしてほしいという申請が来たかというのを審議しておるようでしたら教えてください。

また、第8条に海水汚染防止対策についても協議するという項目があるのですが、今協議しておることがあるのか、その辺審議しておったら教えてください。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 山本健二議員の質疑に対してお答えをさせていただきます。

協定書第3条に無償になっているのに固定資産税がかかる、無償譲渡を申請してきたのかという質疑だと思うのですが、固定資産税の件については、我々委員会では審査はしておりません。これは、あくまでも譲渡してからの話というふうになると思いますので、私どもは委員会としては審査をしておりません。

それから、もう一点が海岸埋立事業に係る海水汚染の防止並びに将来の汚染防止対策ということですが、この件についても我々委員会としては審査をいたしておりません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長に対する山本健二君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第68号 財産の無償譲渡について（相川栄町6番の土地）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 財産の取得について（学習用タブレット一式）の討論に入ります。

荒井眞理君の反対討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 議案第69号、学習用タブレットの財産取得についての反対討論をいたします。社民党会派の荒井眞理です。

私は、学校にＩＣＴ教育を導入する議論が始まった当初から、子供たちの身体的、精神的、社会的健康のために反対をしてきました。それは、子供たちの必要な学びに本当にＩＣＴ教育が必要だろうかという疑問を持っていたからです。ＩＣＴ教育は、あくまでも技術的な学びにすぎません。にもかかわらず、使うタブレット端末が著しい成長期にある子供たちの身体的、精神的、社会的健康に与える影響はいまだ未知のものです。当時から小児科の医者には、ＩＣＴ教育の影響は人類の壮大なる実験だと言われていました。これは一種の警告です。

私は、例えば電磁波による健康被害を危惧しています。この被害を電磁波過敏症という症状で表しますが、この診断ができる医師はほとんどいません。私自身、パソコンを使うこと30年、今から20年近く前から左手がおかしいと気づき始めました。ここがちりちり、ちりちりするのです。右手はなかったのです。これがだんだん鈍痛になっていき、そして手全体に広がっていき、そしてこの肘のほうまでずっと広がっていき、これがどこまでこの電磁波過敏症が広がっていくのかと私自身本当に不安になっています。これを私自身は、パソコン等の電磁波の出てくるものとの関係があるので、電磁波過敏症と私自身は思っています。でも、さっき言いましたように、佐渡島内に電磁波過敏症の診断ができる医師がいるわけではありません。このような状態を今の子供たちは、実は同じ症状を既に感じているかもしれないのです。しかし、電磁波との関係に気づいていない子供たちが多いのではないかと心配になります。私の左手はどんどん反応が変わり、今は電磁波を浴びるとその後しばらくは手の痛みが抜けません。そして、残念なことに議会から議員に1人1台タブレットが貸し出されていますが、そのタブレットはスイッチが入っていても持つだけで手が痛んでくるのです。タッチペンを右手に持っても、その指が痛くなります。このように電磁波過敏症というものは、残念ながらあちらこちらにその影響が出てきます。だから、私はスマホも使えません。スマホは、電磁波が強過ぎるのです。

今回学習用タブレットとして学校で使おうとしているタブレットは、議会で貸与されているものとほぼ同じようなものと理解しています。電磁波過敏症という治るかどうか分からない症状に子供たちの人生を悩ませたくはありません。

一方、近年諸外国では、脳の発達を阻害する影響から子供たちを守るために、スウェーデン、フィンランド、フランスの一部の学校では、既にスマホとタブレットの使用は全面禁止などを決めています。イタリア、オランダ、オーストラリアでは、スマホの利用を禁止または制限し始めています。その理由は、集

中力と学力の低下、依存症の防止、社会性の低下、身体的健康への配慮などがあります。一方、タブレットをやめた積極的な理由では、紙やノートに鉛筆や色ペンで書き取るというアナログな作業が教室の中のコミュニケーションや脳の発達を促すのには最もふさわしいという積極的な再評価からでありました。タブレットはないほうが子供たちの成長にふさわしい学びができるということを私も信じております。本当にICTが必要だと、そう思う子供は個人的にすればいい。しかし、学校全体でこれを取り入れるということは、私は今に至っても反対です。当初予算では反対をしませんでした。様々な予算があります。しかし、このタブレットを購入すると、財産にすることについては、反対の立場で討論をさせていただきました。どうぞ御理解をいただきまして、各議員においては反対の立場で御協力をよろしくお願いいたしますします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第69号についての討論を終結いたします。

これより議案第69号 財産の取得について（学習用タブレット一式）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する林純一君の質疑を許します。

林純一君。

○8番（林 純一君） それでは、議案第70号の補正予算（第2号）における芸能と食の宝島に関して、委員長質疑をさせていただきます。

冬の集客をどうするかというのは長年の積年の課題でありますし、これは大きな問題だということは重々承知しておりますし、かつその集客に非常に難しさがあるということも理解した上での質疑でございます。1番、冬季の観光客拡大は本市の重要な課題であるとももちろん認識しておりますけれども、この今回の事業における集客手法に関してはどのような議論、審査が行われたのか、あるいはどのような執行部からの説明があったのかお聞かせください。

2点目、本事業における、これは募集型でありますので、お客様を集めなければいけない、こういうことでありますが、そのターゲットとする地域、年代、潜在的な需要者等の説明、議論、審査は行われたのかどうか教えてください。

3点目は、もう一つの柱であります泊食分離の推進でありますけれども、この泊食分離を進めることによる佐渡市の観光における効果はどのように今後測定していくというような説明があったのか、あるいはそれについてどのような議論において審査をされたのか、お知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

集客手法、これは新潟日報の朝刊広告に掲載するとか、そういうことをして周知したいということでした。

それから、2番と3番は審議しておりません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 林純一君。

○8番（林 純一君） そうすると、冬、今まで非常に思わしくない集客状況を改善するために、伝統芸能の体験プログラムという新しいコンテンツをつくったということをどのように観光客の皆様にお知らせするのかという点においては、新聞広告とか、旅行会社へのインセンティブのお金を払うとかということだけで十分だというふうに産業建設常任委員会では理解されたということなののでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

その点については審議しておりません。

○議長（金田淳一君） 林純一君、3回目です。

○8番（林 純一君） 集客が難しそうだから、頑張れという意見をおつけになったということでございますけれども、やはりもう少し一定の予算をかけるのであれば、そのための手法としてこれで十分なのかどうかとか、これはあくまでも参考でありますけれども、例えば大手旅行会社に商品造成を依頼するのであれば、この下期の商品造成を7月から依頼して間に合うのかどうかとか、こういったことはやはり我々審査する側もある程度勉強した上で審査すべきだったのではないかなという感想を持ちまして、終わらせていただきます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） その点については審議しておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する林純一君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第70号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号、69号、70号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会の付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和7年度税制改正に伴い、佐渡市税条例等の一部改正を令和7年3月31日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、2輪車の車両区分の見直しに伴う原動機付自転車に係る税率など、地方税法などの改正に伴う所要の改正を行うものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定いたしました。

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和7年度の税制改正に伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を令和7年3月31日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額等に係る課税限度額を引き上げるほか、所要の改正を行うものであります。審査の結果、賛成多数で承認すべきものとして決定しました。

議案第66号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条ずれなど所要の改正を行うため、佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ60万8,000円を追加するものであります。主な内容は、高額療養費制度の基準見直しにより、システム改修費などを増額計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第72号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ512万2,000円を追加するものであります。主な内容は、一般管理費の修繕費を増額計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第73号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率等を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

請願第2号 「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願。本請願は、長引く物価高により国民生活は逼迫し、企業倒産が増加している中、世界各国では付加価値税の減税により国民生活を守る動きもあることから、消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。審査の結

果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第65号を承認することは可決されました。

議案第73号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 議案第73号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

通告をしているので、そのとおり読みますが、深刻な物価高騰で市民の暮らしが深刻になっている中、昨年度比で1人当たり7,852円、約9%もの値上げを行う税率等の値上げ改正だが、今年度の国民健康保険事業の方針なのか。また、これまで議会は、国保の県の一本化では税が高くなると大きく危惧をしていたが、今後10万円を超える国保税になってしまうのではないか。その辺の審議はどうだったのかお尋ねしたい。

2点目、負担軽減につながる未就学児の均等割軽減と佐渡独自の軽減の対象者人数は何人程度なのか。

3、国民健康保険税が高くて、払いたくても払えない加入者、とりわけこういう不況の状況ですから、そういう方はいるわけですが、の対策はどうなっているのか。

この3点についてお尋ねをしたいというものであります。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） それでは、質疑に対して御回答申し上げます。

国保の県統一については、御指摘のとおり、令和7年度の県標準額は10万4,900円と10万円を超えております。市の税制改正の考え方として、国保の被保険者数の減少が続いている。また、1人当たりの医療費は増加傾向にあるための改正という説明がありました。また、令和12年度県統一に向けて、現在の佐渡市国保税と県統一納付金の急激な差が出た場合に備えて、国民健康保険特別会計基金造成を年次的に図るとの説明を受けております。

次の②番目に、負担軽減のところで未就学児のところではありますが、未就学児に対する軽減についての説明はありましたが、対象人数については把握をしておりません。

③番目、国保税を払いたくても払えない加入者に対応ですが、滞納対策については税務課で納付の相談を行い、僅かでも納付していただくようお願いしていますし、家庭の事情も一定考慮しているという説明

もありました。また、議論の中では、納付の基準の一つである所得割が被保険者の年収によって安定していない中で、市として県標準の5.94%まで引き下げ、均等割、平等割を引き上げていくには一定無理があると。このままでは、国保会計が破綻するのではないかと。国が一定の補助金を出さないと見通しが立たないという議論もありました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 事実上、国保の本算定、当初予算なのですが、補正予算を出していないので、中身は分かりませんが、答弁によると去年の繰越が9,000万円あったわけです。国保は、御案内のとおり市の財源は1円も入っていません。トンネルで入っているだけですから、入っていません。つまり今回1人当たり7,852円ですから、この繰越の約9,000万円を使えば1人当たり7,930円で、値上げしなくても私済んだと思っています。この9,000万円は、また今のお話ですと結局基金に積み立てて、総計で約1億3,000万円の基金にするということなのかなと。予算書が出ていませんから、当初予算にもかかわらず。そういうことなのでしょうかとということです。結局黒字だったわけです、単年度主義でいうと。これ一体国保会計の中でどこに使われるのか。国保の運営協議会の中では、そういうこと当然話をした上で議会に出されているわけで、委員会はそういうことをどう審査をしたのかお尋ねします。

2点目の未就学児、これは国の制度、先ほど答弁にもありましたが、全国市長会も含めてこの均等割はやっぱりやめてほしいというのが何回も出ているのですが、佐渡市独自の18歳までです。国のは就学前までですが、18歳までです。この均等割でいうと、今年度でいえば医療分が1万8,200円、後期高齢者分が1万2,600円ですから、3万800円の減額をすることができるわけなのですが、こういった制度はこういったときだからこそしっかり活用すべきだというふうに、やっぱり議会としてチェックしていかないといけないのではなかったのかと思うのだけれども、やっていないみたいな話ですが、どうなのか。

3点目、今のお話だとどうやって税務課が税金を取り立てるかではなくて、佐渡市の持っている申請による減免、商売が大変だよという方は、去年の売上げに国民健康保険税がかかるわけですから、これでは払えないよといったら、やっぱり一定程度減額するというような、こういった制度があるはずで、そういう対応をこういった厳しいときだからこそやらなければいけない。そういったことを議会としてもしっかり進言、チェックしていかなければいけないと思うのですか、やったのか、やらないのかお尋ねしたいということです。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 一番最初の質疑ですが、基金のほうに9,000万円入れまして、御指摘のとおり1億3,000万円の基金造成を図るという説明はありました。

また、未就学児のところについての委員会での審査は、それ以上のことはありませんでした。

また、国保税の滞納についての対応ですが、こちらのほうの減免についても一定、相談の中でやっているものと推測しております。

あと、基金の造成も佐渡市のほうでは、県では最低ラインということも資料をもって示されております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 1回目の答弁の中で、医療費が増加傾向にあると。上程時に聞いたら給付費は変わらないのかと言ったら、2月定例会のときと変わらないというお話だったのだけれども、どうもその辺つじつまが合わないと思うのだけれども、それは大丈夫なのか。結果として、先ほど昨年の黒字の繰越分をどこに使うか、どういうふうに使って、保険事業にはどう使うかというのをやっぱり審査するのが議会の予算審査の役割だと思っただけけれども、そういうところはやっていないのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 御指摘のあった部分についての審査はしておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

議案第73号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団を代表して反対討論を行います。

今ほど質疑もあった国民健康保険税の税率改正、いわゆる値上げの案件です。先ほど専決処分であったものは、国民健康保険の限度額を今まで106万円だったものを109万円まで上げるという。これ上げるということは、中間層が僅かけけれども、軽減になるという話なのだけれども、結果として全体を上げていけば変わらないだろうということも表明をしておきたいというふうに思います。

反対の理由ですが、先ほども言いましたが、昨年1人当たり8万9,133円が9万6,985円の約9%、7,852円の値上げ。ここ5年間では、値上げ、値上げで1万6,476円の値上がりでございます。つまり20.5%もの値上がりになっているという状況です。先ほども言いましたが、全国市長会でも国保制度というのはもう限界だと、国の財政負担しかり持てよ、こういう提言を何度も出しているものでもあります。もちろんその中で、身近な佐渡市が地方分権の力を生かしてどう対応するかということが求められるわけあります。最近市民の声を聞きました。国民健康保険税は下手な所得税よりも高く大変だ、何とかしてほしい、こういう声ありましたし、年金が上がらない中で物価ばかり上がってとても大変だ、こんな声もありました。なかなか厳しい人の中には、おまえら自分たちのボーナス上げておいて、市民の税金を上げるのか、こういう声もありました。これ率直な声なので、伝えるというので今話させていただいております。今日もニュースになっておりましたが、2024年、1万2,520品目、値上げ率の平均で17%が昨年です。今年の6月時点では、既に1万6,224品目で15%の値上げ、今日の昼のニュース、NHKでもやっていましたが、7月からはさらに食品2,105品目が値上げすると。これでは大変だというニュースがトップニュースだというふうに思いますが、そんな中での値上げということです。こういった状況だからこそ、先ほども言いましたが、国保会計というのは市の純然たる一般財源は入っていません。本来は、国庫負担として国が事業を持っていたものですから、それを一般財源化して入っているものですから、そういう意味でいうと国の財源と加入者の国民健康保険税で運用されているものです。そして、いわゆる繰越額ということは黒字になったということです。昨年9,000万円黒字、もっと言い方を変えらば9,000万円取り過ぎた。先ほど言いましたが、1人当たり直せば7,930円多く取っていたということですから、こんなときだからこそ、これを使う、そういう予算になっているかどうか、予算書を見て議会が知恵を出したり、こうすべき

ではないかというのが議会の役割ではないかということを強く指摘しておきたいと思います。

さらに、もう一点指摘をしておきます。出された資料によりますと、7割、5割、2割軽減、この軽減策があるではないかというのだけれども、制度の中に組み込まれているものなのです。国民健康保険というのは低所得者が圧倒的に多いですから、制度の中に組み込まれている。それで、資料を見ますと全体では5割軽減と2人世帯で約104万円の収入です。104万円2人で収入の方がこの高い国保税。単身ですと74万円ということになるのですが、これが44世帯、3.4%増えているというのは、佐渡の中でもかなり貧困層が広がっているというふうに私は見るべきだな、こんなふうに思っています。こうした方々にどうやってしっかり手当をしていくのか。今国民や市民は、物価高騰、経済が疲弊している。失われた30年の中で、本当に深刻な中です。負担が高くて大変な国民健康保険税。誰でもが安心して払って、安心して医療にかかる医療制度を佐渡市としても精いっぱい努力をすべきだということを強く指摘して、反対の討論いたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第73号についての討論を終結いたします。

これより議案第73号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

請願第2号 「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願についての討論に入ります。

栗山嘉男君の賛成討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 日本共産党市議団の栗山嘉男です。請願第2号 「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願書の賛成討論を行います。

消費税が実施されて36年、消費税率は3%で導入、今では10%に引き上げられました。消費税は重い負担となっています。皆さん実感されていると思います。消費税は逆進性が強く、税率が上がるたびに物価が上がり、個人消費の落ち込みによって景気を冷やしています。日本銀行が昨年生活意識に関するアンケート調査を実施し、1年前と比べて現在の暮らし向きについてゆとりがなくなってきたの回答が57.4%に達しました。深刻な物価高騰が国民の暮らし、なりわいに重い負担となっています。赤字企業であっても、消費税を納税する義務があります。さらに、2023年10月から実施された消費税のインボイス制度では、業者間の取引でインボイスがないと仕入れ分の消費税を差し引くことができなくなりました。税率変更を伴わない消費税の増税です。財務省の試算では、免税事業者の年間粗利益は平均154万円で、課税事業者になった場合、15万円の消費税負担が生じます。インボイスが導入され、個人事業者200万人余りがインボ

イス発行事業者として登録、その結果、それまで年間110万件前後だった個人事業者の消費税確定申告件数が2倍近くに増えました。消費税負担がなかった免税業者に苛酷な重税がのしかかっています。また、島内の免税事業者でインボイス未登録の農業者がおけさ柿を農協以外の取引業者に出荷した際、一方的に単価を引き下げられた事例もあります。

消費税は、社会保障の充実と安定のためと導入されました。しかし、導入前、1988年以前は、サラリーマン本人の医療費窓口負担は1割でした。導入後、2020年では3割に引き上げられています。同様に、高齢者の外来窓口負担は定額800円から1割ないし3割に引上げ、厚生年金の支給開始年齢が60歳から65歳へ引上げ、国民年金保険料が月額7,700円から1万6,610円となっています。介護保険料は2倍になりました。社会保障の国民の負担が増え、消費税はどこに使われているのかと市民から言われます。物価高騰から暮らしと営業を守るために、消費税を緊急に5%に減税すべきです。世界では、100を超える国、地域が消費税に当たる付加価値税を減税しており、世界では当たり前の経済対策になっています。また、政府は10%、8%と複数消費税率を適正に納税するためにインボイスを導入していると口実にしていますが、一律5%以下にすれば、小規模事業者やフリーランスを苦しめているインボイス制度の必要もなくなり、廃止できます。

したがいまして、当請願の採択をお願いして、賛成討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で請願第2号についての討論を終結いたします。

これより請願第2号 「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

請願第2号を採択することは可決されました。

これより議案第65号、73号、請願第2号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、山本健二君。

〔産業建設常任委員長 山本健二君登壇〕

○産業建設常任委員長（山本健二君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第67号 佐渡市若者夫婦及びU I ターン者等向け賃貸住宅条例の制定について。本案は、佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅を活用し、市内企業がU I ターン者などの働き手を積極的に採用して、労働力の定着化を図ることを目的に、佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の全部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 財産の取得について（除雪機械）。本案は、積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法に指定された市道除雪路線に配備する除雪機械の取得について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第3号 国が責任をもち我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める陳情。本陳情は、米の価格高騰及び米不足が、国民の暮らしに深刻な影響を与えていることから、米の価格と供給の安定を図る政策を求める意見書を国に対して提出することを求めるものです。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

陳情第3号 国が責任をもち我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める陳情についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 議会ですから、1人や2人反対、いろいろな意見を持っていますが、農業で頑張っている佐渡市でもあるし、これだけ米問題が大きな話題となっている中で、どのような経過で賛否が分かれたのかお尋ねをしたいということでございます。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） 一部の委員がちょっと違うのではないかという意見がありました。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 具体的には、どこが違うということなのだろうか。消費者に安定した価格、生産者に安定した所得というのを基本としたこの陳情内容になっているかというふうに思うのですが、どういう御意見だったのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） どの部分というのは、今ちょっと記憶にないので、しっかりしたことを言えません。すみません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） このように分かりやすい通告をしているのに、覚えていないというのはちょっと問題だと思うのですが、わざと忘れていてのではないのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） すみません。わざとではありません。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第3号 国が責任をもち我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める陳情について

の討論に入ります。

佐藤定君の賛成討論を許します。

佐藤定君。

〔9番 佐藤 定君登壇〕

○9番（佐藤 定君） 市民クラブ、佐藤定です。陳情第3号 国が責任をもち我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める陳情について賛成討論をします。

日本の外交は、盗人に追い銭、カモネギ外交です。他の国は、確固たる国家戦略、外交戦略を持っているから、米国にひるむことはありませんが、日本は米国の要求にどう応えるかを考えるだけの外交で思考を停止し、独自の国家、外交戦略はありません。米国は、日本を米国の余剰農産物の処分場として、日本を食糧で自立させないように胃袋からの属国化を進めてきましたが、米国が関税を引き上げてでも米国産業を守るなら、日本も輸入依存度を減らして食料自給率を高め、食と農の独立を目指したいところです。しかし、日本にはその国家戦略はありません。また、一方では米国ファーストで自国利益を高めるために日本にもっと農産物を買わせる要求も強まり、それに応えるために必死になってわざわざ急いで訪米し、交渉の優先順位を教えてください、何から差し出せばいいのかを聞きに行くとは情けない、まさにカモネギをしょって、私を食べてくれと言いに行くカモネギ外交です。自動車のために農業をいけにえにする構造が続いています。日米貿易協定の交渉で日本の交渉責任者は、「自動車交渉のための農産物のカードはまだある。自動車のために農産物を差し出していくリストはある」と漏らしています。今回自動車関税の見直しを勘案するに当たり、いけにえリストに残る目玉は米と乳製品で、輸入枠の拡大だけではなく、関税削減にも踏み込んでくる可能性もあります。

関税削減には原則的に協定締結が必要ですが、輸入枠の拡大は既に77万トンのミニマムアクセス米のうち、米国との密約で毎年確保している36万トンの米国枠を広げることなどでも可能で、主食用の10万トンの枠で実質的に米国向け追加枠を確保する方策も模索されてきます。77万トンの枠外に7万トン設けるとなると、さらに影響が大きくなります。特に国内の稲作農家に減反を要請し続け、十分な所得が得られずに苦しんでいる稲作農家にとって、米の輸入拡大はまさに追い打ちをかける。稲作をやめる農家が激増しかねません。そうなったら、ほかの穀物が90%から100%輸入に依存する中で、唯一自給率を100%近く維持してきた米が急速に輸入依存に陥ります。国民は、輸入米で米が安くなったと思ったら、実は飢餓の危機に近づいていることを認識する必要があります。国産農産物を守ることは、国民一人一人の命を守る安全保障のコストだという認識が必要です。米農業を守ることは国防の一丁目一番地です。我が国は、長らく米国の要請に対処することが外交という思考停止を続け、独自の国家戦略、外交戦略を持っていません。欧州などは、独自の国家、外交戦略があるから、米国と対等に主張が交わせます。日本が独立国として米国依存から脱却して、世界の中でどう生きていくのか、それを早急に確立することが求められています。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で陳情第3号についての討論を終結いたします。

これより陳情第3号 国が責任をもち我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

陳情第3号を採択することは可決されました。

これより陳情第3号を除く産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

日程第2 発議案第5号

○議長（金田淳一君） 日程第2、発議案第5号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤定君。

〔9番 佐藤 定君登壇〕

○9番（佐藤 定君）

発議案第5号

消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月30日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	定
賛成者	〃	中 川	健 二
	〃	栗 山	嘉 男
	〃	村 川	拓 人

消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書

長引く物価高が国民生活を直撃し、「節約してきたが、もう削るものがない」という状況にある。税金や社会保険料の納付に行き詰まり、倒産する企業数が過去最多を更新している。昨年10月に行われた総選挙では、裏金・金権腐敗政治に厳しい審判が下され、消費税減税やインボイス制度廃止を掲げた政党が議席を増やした。

世界では110の国・地域が、消費税に相当する付加価値税を減税し、国民生活と中小業者の生業を守ろうとしている。政府は社会保障のためと繰り返し説明しながら消費税率を引き上げてきたが、医療・介護・年金・教育のいずれをとっても国民負担は増すばかりである。物価高対策を言うならば、「一律5%への引き下げ」が最も現実的である。減税効果は「食料品ゼロ%」の約2倍に及び、単一税率になれば、「複数税率の下での正確な消費税納税のため」というインボイス制度実施の口実もなくなる。

消費税減税の財源は、国の借金（国債）に頼らずとも、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正すことで十分に生まれる。インボイス制度の廃止を求める回答者が9割を超えるというアンケート結果もある。

よって、国においては、消費税率を5%以下に引き下げ、インボイス制度を廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。消費税率5%以下への引き下げ及びインボイス制度の廃止を求めるため意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

発議案第5号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書の提出についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 賛成の討論を行います。先ほど請願のときに詳しい討論があったので、簡単に賛成の討論をしておきたいと思います。

昨日の29日付の地元紙でも、参議院選挙を目の前にして消費税減税賛成が74%、FNSの調査でも70%を超えている、どこでも消費税減税、この物価高騰の中やってほしいというのが大きな声となっていることとございます。もちろん財源については、国債云々というのがありますが、こういう不安定財源ではなく、税の仕組みをしっかりと累進課税に見直した安定的な財源でやるべきだ、このように思っているところではありますが、どちらにしても消費税を引き下げてほしいというのは圧倒的多数の国民の声であるかというふうに思います。

先ほどと重複しない範囲で言いますと、佐渡市のインボイスの登録事業者数は、国税庁のサイトから推測で取ってまいりました。農業者の部分もいろいろあるのですが、登録件数、佐渡市が登録住所となっているのが約2,500件から2,800件ある、こんな状況です。仮に消費税5%減税したときにどうなるか、ちょっと一般質問でもやりましたが、国の家計調査によると約290万円が1世帯当たりの消費支出額です。佐渡の場合は若干低いですから、低く取って計算をします。そうしますと、約550億円になるのかな。消費税全体にかかるわけでありませんから、それを若干低めに見て450億円。観光が約55万人です。1人当たりの消費額は平均2.8万円という統計が出ておりますから、これも同じように当てはめていくと、観光消費額が55万人掛ける2万8,000円で154億円ですから、これも案分計算をして80%当たりで計算すると、123億円程度が消費税に係る減額になるかなというふうに思っております。そして、これは低く見たものですが、そうしますと、住民向けの減税効果が約23億円、観光向けの減税効果が約7.5億円から8億円の、こんなふうになる。そして、景気回復……消費が増えますから、また観光なんかも潤うと、こういう計算になるのかなというふうに思っております。失われた経済の30年の中で、今経済を回復する、地域経済を回復する、家計を回復する、暮らしをよくしていく、これが今多くの国民の願いであろうかなというふうに思います。消費税減税の財源などはいくつもあります、今国民の願いにしっかり目を向けていく、こういった政治が求められていると思います。地方政治からもこういった声をしっかり上げていくべきだということで賛成討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で発議案第5号についての討論を終結いたします。

これより発議案第5号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第6号

○議長（金田淳一君） 日程第3、発議案第6号 国が責任を持ち、我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本健二君。

〔7番 山本健二君登壇〕

○7番（山本健二君）

発議案第6号

国が責任を持ち、我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月30日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者 佐渡市議会議員 山 本 健 二

賛成者 " 広 瀬 大 海

 " 近 藤 和 義

 " 坂 下 真 斗

国が責任を持ち、我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める意見書

主食である米の価格高騰と米不足は、国民の暮らしに深刻な影響を与えている。米の確保は国民の命を守る安全保障上の最優先課題であり、100%国産で賄っていなければ、有事の際に国民の生きる道を失うことになりかねない。

米価の高騰と米不足は、政府による長年にわたる減反・減産政策によるものであり、政府は米農家が米を作らないことに対して補助金を出してきた。その結果、米を生産する農家数は大きく減少し、同時に農地の面積も縮小している。これに伴い、米の生産量も減少の一途をたどっている。

国の減反政策により、米農家の所得は極めて低い水準にあり、これでは農業を継続することが困難であり、後継者も跡を継ぐことができない。政府は米の価格には関与せず、農家への所得支援も他国と比較して低い割合にとどまっている。これに対して、ヨーロッパの国々では、農家への所得支援が手厚く行われている。また、アメリカでも多額の農業予算が低所得者への食料購入支援に充てられており、これにより消費者の購買力が高まり、農産物需要が拡大し、農家の販売価格も維持されるという、消費者と農家の双方に恩恵をもたらす制度となっている。

一方、日本では防衛関連の予算が大きく増加しているのに対し、農林水産関連の予算は削減されている。よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 十分な備蓄を確保し、国を挙げて米の増産に踏み出すこと。
- 2 農林業予算を大幅に増やすこと。
- 3 多様な担い手（家族農業も含めて）を支援し、地域農業を再生させ、農家が安心して米を作り続けられる価格補償と所得補償を実現すること。
- 4 政府が米の価格決定に役割を果たすこと。
- 5 77万トンも輸入しているミニマムアクセス米を減らしていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。米の価格と供給の安定を図る政策を求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

発議案第6号 国が責任を持ち、我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める意見書の提出についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 賛成の討論を行います。

現在の米価格の高騰の問題に簡単に触れておきます。安い備蓄米を一部の店で人が買えるようにしても問題解決にはなりません。長年のこれまでの農業政策に責任があるわけであります。減反、減産を押しつけて、所得補償制度を廃止し、ミニマムアクセス米として年間77万トンの輸入を続け、主食の米づくりを衰退させてきた結果であります。メディアは、農林水産大臣を改革の旗手のように取り上げていますが、これまでの農業政策に何の反省もありません。米増産と安定供給に政治の責任を果たす、このことが今求められています。そのためには、減反をやめ、農家への所得補償と価格保障、農産物の輸入自由化路線のストップ、食料自給率向上を緊急になしていくことが重要だというふうに思っております。佐渡市の基幹的農業従事者は、平成22年、2010年ですが、6,827人、そして令和2年の10年間で43%減の3,922人となっているようであります。この3,922人のうち65歳以上が78.3%ですから、65歳以下が852人ということになります。これは5年前です。令和2年ですから。今令和7年ですから。もっと増えている。いかに佐渡の農業が今深刻な状況に陥っているか、このことも考え合わせたいというふうに思います。先頃市長も、環境創造型農業ということで共同宣言をしたということもあります。小規模農家も含めて、しっかり農業を守っていく、このためにも地方からしっかり声を上げていくべきだと、このような思いでおりますので、賛成の討論といたしたいと思います。

○議長（金田淳一君） 以上で発議案第6号についての討論を終結いたします。

これより発議案第6号 国が責任を持ち、我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第7号

○議長（金田淳一君） 日程第4、発議案第7号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本卓君。

〔16番 山本 卓君登壇〕

○16番（山本 卓君）

発議案第7号

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月30日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者 佐渡市議会議員 山 本 卓

賛成者 ” 駒 形 信 雄

” 平 田 和太龍

” 山 田 伸 之

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員の定数を定める条例（平成18年佐渡市条例第72号）の一部を次のように改正する。

本則中「21人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、その日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由。現在全国の地方議会において、議員定数について随時見直しが行われており、定数減とする傾向が顕著となっている。本市においても、全国的な議員定数削減の流れの中で、議員定数はそのときの人口等に連動して削減すべきものとする。

佐渡市人口ビジョンから推計すれば、次回佐渡市議会議員選挙が実施される令和10年には、本市の人口は約4万4,000人に減少することとなる。また、全国市議会議長会資料によれば、令和6年12月31日現在、人口5万人未満の303市を見ると、1市当たり平均16.8議席となっています。

佐渡市議会で、議員定数について将来人口、市域面積、議会運営上の観点等の面から議論した結果、意見の一致が見られなかった。また、議会報告会では議員定数は削減すべきとの声もいただいたところであります。

よって、佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正し、議員定数を18人に削減すべきとして、このことを発議する。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

発議案第7号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

荒井眞理君の反対討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 発議案第7号 議員定数の一部改正条例案に反対の立場で討論いたします。社民党会派の荒井眞理です。

今回の発議は、市民の代表たる議員をどう選ぶのか、議会の構成をどうするのかという重大なことを熟議を尽くさない多数決の手段で決めてしまおうという暴挙であることをまず指摘いたします。会議を開いても、会派数では4対3対1、一致点を見られないことへの暴挙です。佐渡の市民社会が多様であるとともに、議会には立場の異なる多様な議員がいるほどに豊かな議論ができます。私は、豊かな議論のできる議会にこそ目指すべき姿があると理解しています。現在の議員定数21名については、私は増やすべきとの立場を取っています。市民の皆さんは、なぜ増やすのだらうと驚いておられるかもしれませんが、一番の理由は女性議員が議論しやすい環境が佐渡市議会にはないことを改善するためです。現在21名中2名、20年間女性議員が新たに誕生しても増えることがなく、ここまで来ています。進展も発展ありません。人口に合わせて、議員の半数を女性にすることに議会も努力すべき時代だと考えます。女性議員が誕生しやすい環境をつくるためには、選挙の得票数を高めない配慮が必要です。議員定数が減るほどに組織から出る人は当選し、そうでない人には得票が高過ぎ、当選の壁は高くなります。女性議員が半数になることを優先させること。佐渡は変わります。

次の理由は、昨年8月に佐渡市議会は議員定数について研修を受けました。しかし、議会としての総括がなされるべきと考えますが、学んだのにこれがない点は大いに疑問です。夏の研修の講師から客観的に佐渡市議会を調査、分析された見解を皆で学びました。その見解からは、佐渡市議会は当面議員定数は減らさないほうがよいだろうという結論が私には見えてきました。講師が必ずしもその結論をおっしゃったわけではありません。佐渡市議会は定数を減らすペースが早過ぎると、まず開口一番にそうおっしゃいました。佐渡は広く、意見が届かない地区が出ないためには、例えば旧市町村の区分で各地区の代表を1人は出す仕組みを考えるという方法もあるという御提案もありました。そして、議員定数とは関係ないかもしれませんが、女性の議員が少ないということ、高齢の議員が多いということ、行政サービスが細くなっているのも、減らし過ぎると大変だと、こういった議員定数を判断する角度で私たちは共に学びました。せっかく学びの機会をいただいたのに、講師からの分析はその後議会では何も話し合われず、全く生かされていません。市民からは、議員定数を減らさないほうがよいという結論に向かうことを避けているのではないかとすら見えてしまいます。

その後、昨年11月には佐渡市議会初めて議会報告会と市民意見交換会を開きました。議会だよりに掲載されています。この中に、そのときの市民の皆さんから寄せていただいた意見も書かれています。市民意見交換会のテーマは、議員定数についてでした。参加者の中からは、初めての意見交換のテーマとしては間違っていないかという御意見もありましたが、それにしても様々な意見が出ました。本当にありがたいなと思いました。真剣に議会のことを考えてくださっている市民の皆さんには本当に感謝の思いでした。定数減に賛成の市民の意見はこうでした。それによって、質の高い議員が残るということを期待したいと言いました。そんな保証はどこにもありません、残念ですが。今のレベルの議会で市民の生活や苦悩を感じないなら、15人でも18人でもよい。つまり今の議会を減らしたらもっとよくなるという意味ではなくて、

もう全然意味ないのだったら減らしてもいいよと、こういう消極的な御意見でした。本当に身が引き締まる思いです。定数より、佐渡市は情報を市民に与えないのだから、佐渡市の説明に反論できるような議員が、そのようなチェック機能を議会が果たしてくれなければいけない。議員不足なら増やせばいい。仕事しないなら議員を減らせばいい、こういう厳しい御意見もありました。定数減にすると、組織のある人が当選し、議員になってほしい人が出なくなってしまう。小選挙区のように、旧10か市町村から1人ずつ、残りは11人を選出の仕方を考えてほしい、こういう積極的な御意見。市民が主役、主権者は市民である。議員は、市民に寄り添っているか、どう見られているか、議会の責務や責任をもっと明らかにしてほしい。女性議員が少ないと言われているのにその話合いをしているのか。これらを受けた話合いは、佐渡市議会では一切していません。これだけたくさんの意見をいただいたのに、主催をした佐渡市議会は市民の皆さんに意見を述べていただいて終わりというのはい体どういうことでしょうか。

私は、意見がまとまらない、4対3対1、これでいくのかと思っていました。今回発議されるとは思いませんでした。なぜ今議員定数を定めるための発議がされるのか、全く理解できません。議員定数の研修をしても、それを受けた議論をしない。市民意見交換会で様々な意見を聞きながら、それらを受けた議論をしない。今回発議された議員定数を減らそうとの物差しはたった1つ、人口が減っているから、これだけですか。それなら研修も必要なく、市民意見交換会も必要ありませんでした。このような客観的な見解や意見を排除してしまうなら、今後も議会は話合いをする必要はないということになってしまいます。しかし、佐渡市議会は議会基本条例を制定したばかりの議会がすることとしては、それでは情けなさ過ぎです。しかし、あくまでも議会は言論の府ですから、議論を尽くして結論を出すべきではないでしょうか。主権者たる市民から、議会は大事なことをなぜ熟議しないのかと問われたら、何と説明すればよいでしょうか。そのような疑問に説明をしなければならない日がこのままでは来てしまいます。そのようなことにならないよう、お昼までは賛成を決めてきた議員各位も今胸に手を当てて、市民に責任を持って説明するのかよく考えて、考えて、考えて、結論を変える勇気を持ってください。暴挙は許されません。減らすにしても、市民に説明できる話合いを尽くしましょう。

これで私の反対討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 次に、広瀬大海君の賛成討論を許します。

広瀬大海君。

〔11番 広瀬大海君登壇〕

○11番（広瀬大海君） 新生クラブの広瀬です。議員定数を21名から18名に削減する条例案に賛成の立場から討論いたします。

私は、これまで議員定数は可能な限り削減しないほうがよいと考えてきました。なぜなら一人でも多くの議員がいれば、一人でも多くの市民の声を受け止めることができ、それを政策に反映させることができると信じていたからです。佐渡市議会議員となって10年目になりますが、ここ数年の議会の様子を見ると、残念ながら市民の声を受け止め、政策に結びつける議会から遠ざかっているように感じます。この現実を受け止め、私は考えを改め、むしろ定数を大きく見直すべきではないかと思うようになりました。

では、どうすれば議会が市民の負託に応えられる存在となるのか。その答えは、議員の資質向上と政策形成能力の強化であります。今年2月に、新政クラブとして、議会改革ランキングで常に全国上位にある

上越市議会と意見交換会を行いました。また、来月には、昨年度の議会改革ランキングで全国3位の埼玉県所沢市議会への視察を予定しています。これら先進的な議会に共通することは、声を聴く力に加え、政策力の強化を最重要課題として位置づけていることです。市民の生の声を単に執行部に届けるのではなく、その声を政策に発展させ、議員個人だけではなく、議会として責任ある提言を行う。これこそが、議会と首長がそれぞれ民意を代表する二元代表制のあるべき姿であり、本来議会に求められる姿でもあるのです。そのためには、議員一人一人の政策形成能力を高め、切磋琢磨できる環境が必要だと考えますが、現状の定数のままではその環境のつくり方が難しいと感じています。つまり定数削減が目的ではなく、質の高い議会を実現するための手段であると私は捉えております。

昨年佐渡市議会主催の初めての議会報告会、意見交換会を開催し、議員定数について様々な意見をいただきました。その中から2つの意見を紹介します。1つ目は、定数減で質のよい議員を選出できる制度にしてほしい。2つ目は、質のことを考えて議員定数を決めてほしいとのこと。私もまさしくそのとおりだと思っております。今後政策能力を高めようという強い意志と責任感を持った議員が残るような仕組みを議会として行い、互いに高め合うことで議員の質を引き上げ、結果として市民の期待に応えられる議会となる。そのために先進的な議会のように、通年議会、各委員会で関係団体と定期的な意見交換の実施、委員会のインターネット配信、オープンな場での議員間討議、年4回の定例会後に議長の記者会見を実施するなど、覚悟を持ってこの変化を受け入れること、それが今私たち全ての佐渡市議会議員に求められているのではないのでしょうか。

この変革に向けた第一歩とする今回の議員定数の削減に賛成いたします。この趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） 最後に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） ただいま議案になっている議員定数削減の条例改正について、反対の立場で討論を行います。

先ほど賛成討論者の市民クラブの議員が、最近の議員は役に立たないのが多いなと言ったということは、なかなか厳しい指摘だな、こんなふうには私はそのように受け止め、うそだということを言っているのがありますけれども……

〔「市民クラブじゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○17番（中川直美君） 新生クラブだそうです。市民が、この前の議会報告会で見ましたが、役に立たない議員は要らない、仕事しない議員は要らないと、そのとおりだと思います。何のためにバッジつけて、年に4回のパフォーマンスの一般質問だけ、あとは執行部の言うことに唯々諾々と従う、これでは議会の権能もなければ、議会の存在価値もない。

この間議会基本条例の、先ほどもあるりましたが、先進地の学習や講師の方々からもそのことはしっかり伺ってきたはずであります。例えば、何度も言いますが、現在大正大学の江藤俊昭教授はこのように言いました。執行部が出す議案の中に全てがよいなんていうことはない。必ず弱点や問題点はある。そこを議会として市民の立場で変えていく。そこに議会の役割があるのだ。ところが、委員長質疑をやれば、

分かりません、やっていません、こればかりでは駄目ではないか。これが現状かなと、こんなふうに思うので。だんだん逆のほうにいきそうになっていますが。市民との意見交換会で出たのは、先ほどもありましたが、やっぱり役に立たない議員ではなくて、しっかりした議員つくってほしい、このことだというふうに私は思います。議員定数を減らせば立派な方が出るのではないのです。議員定数を減らせば、選挙のうまい人だけが出るのです。選挙に強い人だけが出るのです。古い昔でいうと、どれだけお酒をついで回ったかというような、そんな言い方が昔はあったものなのです。私は古いですから。そうではなくて、やっぱり政策をしっかりと、このことが今求められていると思います。議会論の立場で言いますと、議会というのは批判と監視の府。予算や議案が条例や法令などにおかしくないか、そして市民の感覚から見て問題がないのか、こういったことを批判と監視の府としてしっかり提言をしていく。そして、もう一つが政策提言でございます。こういったことをやるべきではないか、市民の声を聞いてこういった市政にすべきではないか、こうやるのが議会の役目でありまして、議会の権能だというふうに思うところであります。

先ほどの提案者の理由ですと、類似団体に比べてというお話がありました。現在佐渡市の類似団体はⅠ－１ですが、本来はⅡ－２のほうに分類されるべきだというふうに私は思います。この根拠は２つあります。１つは、標準財政規模でいうとⅠ－１ではなくてⅡ－２です。そして、職員数から見てもⅡ－２に近い。執行部も言っている、村上市がⅡ－２になりますが、職員数10万人当たりを比較してもあまり差が出ない。そういう見方もある。総務省自身が、類似団体についてはあくまでも類似でしかなくて、独自に市町村が考えるべきだというのが、注意書きでホームページに明確に書いてあるものであります。定数削減をすれば、議会の能力は決して上がるものではない。日々の努力が必要だ。

昨年度から全国では、先ほどの提案者の方ですと、定数の削減が全国の議会でという話がありましたが、全国の半数以上の議会では議会基本条例というものをやって議会の権能をしっかりとしていく、このことに真剣になっています。この議会の冒頭に言いましたが、議長から議員は質疑も質問もちょっとしっかりしてくれと、政策論争をやってくれと執行部から言われ、ある執行部は議員に教えるのが大変なのだ、こう言っているそうでございます。この程度の議会ですから、だんだんこちら側の議論になりますが、それでは駄目だ。しっかり議会基本条例というものをつくったのなら、それに魂を入れて、市民の立場で住民自治をしっかりとつくっていく、このことにまず力を尽くすべきだ。そして、この間学んだ例でいえば、会津若松市、これも議会改革のトップランナーでございますが、市民と初めて話をしてみる。市民が役に立たない議員要らないなと思ったが、一緒に勉強したらいろいろと、ああ、なるほどな、こんな役に立たない議員もたまにはいるのだなというような議論が分かって、議会の存在価値が分かる。だから、議員報酬はこれでいいのではないかと、定数はこれでいいのではないかと、こういったことをやる。会津若松方式と一般的には言われておりますが、そういった上で増やすなり、減らすなりするべきだというのが我が党の立場でございます。議員定数は、市政と市民のパイプ役でございます。このパイプを細くするのではなく、太くしてもっと議論を活発にできる、このことが必要だということを強く強く申し上げて、反対の討論いたします。

○議長（金田淳一君） 以上で発議案第7号についての討論を終結いたします。

これより発議案第7号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

発議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第8号

○議長（金田淳一君） 日程第5、発議案第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

荒井真理君。

〔13番 荒井真理君登壇〕

○13番（荒井真理君）

発議案第8号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月30日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者 佐渡市議会議員 荒 井 真 理

賛成者 " 中 川 直 美

 " 佐 藤 定

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

結婚するときに夫婦の名字を同じにするかどうか、選べるようにする「選択的夫婦別姓制度」の導入について、認めてよいと考える人が増えている。

令和3年に公表されたNHKの調査によれば、「同じ名字か、別の名字か、選べるようにするべきだ」と考える人は56.9%に上り、平成27年の調査より11ポイント増え、過半数を占めた。その理由は、「個人の意志を尊重すべきだから」が56.8%、「女性が名字を変えるケースが多く、不平等だから」が17.5%となっていた。社会経済情勢の変化に伴い、国民の意識や価値観は確実に変化している。

政府答弁によれば法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず、平成8年に法制審議会が選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正を答申してから28年、未だ法改正の見通しは立っていない。

最高裁判所は平成27年12月の判決に続き令和3年6月の決定で、夫婦同氏を定めた民法等の規定を合憲とする一方で、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当か」という問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである」とも指摘し、「この種の制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」とした。最高裁が二度にわ

たり、国会での議論を求めていることを重く受け止めなければならない。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくない。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、結婚を諦めるなど、不利益を被る人が一定数いることも事実である。令和6年6月には、日本経団連も選択的夫婦別姓制度の早期導入を政府に求める提言を行っている。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが、国会及び政府の責務である。

よって、国会並びに政府におかれては、選択的夫婦別姓制度を導入するため、民法を改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。選択的夫婦別姓制度を求める多くの国民の願いが実現するよう意見書を提出するものであります。

今年の国会では、選択的夫婦別姓制度が28年ぶりに本格的に審議され、国民的にも大きな注目を集めました。昨年は、ビジネス界からも政府に対して早期導入を求める提言がなされました。海外勤務では、旧姓を使って仕事ができない、ビジネス上の契約ができないなどの不利益は、今や個人の不利益を超えて、組織の不利益にまで影響が出てきていることが指摘されています。また、国連の女子差別撤廃委員会では、日本の現行制度は女性差別に当たるとして、2003年以降、4度にわたり制度改革が勧告されています。実際に日本は先進国の中で夫婦同姓を義務づけている唯一の国とされ、国際的には特異な存在とみなされています。これらの理解は、国民の間では年々広がっています。今は、国内のほとんどの調査で賛成が6割ほど、反対は3割弱と賛成が半数以上、反対の2倍を占めています。全体に若手世代を中心に賛成意見が増加しており、調査によっては20代から40代の9割近くが導入に賛成との結果も見られました。結婚により姓を変えたことで不便を感じ、不利益をこうむっている人が圧倒的に賛成していることは言うまでもありません。しかしながら、残念なことに国会の議論はこれらの国民世論から離れています。佐渡市議会は国民の世論、特に次世代の求める生きやすさのために夫婦同姓の義務化を解消すべく、新たに選択的夫婦別姓制度を求めようではありませんか。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

発議案第8号は否決されました。

日程第6 議案第79号から議案第81号まで

○議長（金田淳一君） 日程第6、議案第79号から議案第81号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の追加上程をさせていただきます。

議案第79号から議案第81号までを一括して御説明をいたします。人権擁護委員候補者の推薦について。議案第79号から議案第81号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在の委員3名の任期が令和7年9月30日をもって満了となるため、和倉永久氏、後藤繁幸氏、小橋敏廣氏を再任として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第79号から議案第81号、人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は同意することに決しました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査等の件

○議長（金田淳一君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査等の件を議題といたします。

各委員長から閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和7年第3回（6月）市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本定例会におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、一般質問におきましては、市政全般にわたり多くの御質問をいただきました。現状並びに課題をしっかりと整理をし、市民サービスの向上、市勢発展のために努めてまいります。

さて、昨日6月29日は梅雨明けを感じさせる夏空の下、佐渡市消防本部を会場に第22回佐渡市消防大会が開催されました。当日は、4つの方面隊の消防団の皆様が小型ポンプ操法の技術を披露し、県消防大会出場をかけて競い合いました。私も会場において拝見をさせていただきましたが、地域の防災を担う消防団の皆様が日頃の訓練、活動の成果を発揮していただいたことを誇りに思うとともに、やはり災害が多発する昨今、地域の防災力の強化としても本当に頼もしく感じております。優勝されました南佐渡方面隊赤泊中隊につきましては、7月27日に十日町市で開催されます第76回新潟県消防大会操法競技会に出場されます。御健闘を御祈念いたします。

また、子供たちの輝かしい成績の情報が入ってきております。スポーツでは、先日表敬訪問をいただきました空手道におきまして、小学生、中学生、高校生の3選手が7月と8月に開催されます全国大会に出場いたします。このほか佐渡剣士会や佐渡高校相川分校のバスケットボール部、佐渡高校の陸上選手、佐渡総合高校のパワーリフティング選手などが全国大会への出場を決めたという情報が入ってきております。文化面におきましても、佐渡高校の生徒が将棋で全国大会出場を決めております。また、羽茂高校郷土芸能部が19回連続の全国大会出場の快挙を成し遂げております。子供たちの活躍が、私たちに勇気と感動を与えてくれております。上位大会でのさらなる御活躍を御期待申し上げます。

最後に、「佐渡島の金山」が世界文化遺産に登録されてから間もなく1周年を迎えます。佐渡市では、この世界遺産登録1周年を記念して、登録日の7月27日限定できらりうむ佐渡、佐渡奉行所、相川郷土博物館の世界遺産関連施設を入館無料といたします。きらりうむ佐渡では、登録日当日に御来館いただいた方を対象に記念品の贈呈を行います。あわせて、8月3日にはアミューズメント佐渡において新潟県文化祭2025開幕イベントが開催され、佐渡の郷土芸能の披露や私も登壇するトークイベントなどを行います。引き続き、新潟県や県内外の関連自治体などとも連携の上、世界遺産登録を契機としたさらなる情報の発信に努めてまいります。議員の皆様方におかれましても、引き続き世界遺産「佐渡島の金山」を未来に継承していくため、さらなる御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、連日気温の高い日が続いており、熱中症や体調を崩しやすい季節でもございます。議員の皆様、市民の皆様におかれましては、健康に十分御留意いただき、ますます御活躍いただきますよう御祈念を申し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 以上で会議を閉じます。

令和7年第3回（6月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 淳 一

署 名 議 員 坂 下 真 斗

署 名 議 員 佐 々 木 ひ と み